備　考

第１　宅地及び宅地見込地

１　「基準地番号」欄において、一連番号の前に付されている３、５及び９の見出し数字は、以下の区分のとおりである。

なお、見出し数字の付いていないものは住宅地にあることを示す。

３ ･･･････････････････････ 宅地見込地

５ ･･･････････････････････ 商業地

９ ･･･････････････････････ 工業地

また、＊印は、共通地点（地価公示の標準地と同一地点である基準地）を示す。

２　「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合は、「　」内に表示した。また、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業による一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在、地番及び住居表示を表示し、「住居表示」欄の（　）内にその場所の当該事業による工区名、街区番号及び符号を表示した。

３　「基準地の１平方メートル当たりの価格」欄の（　）内は、昨年の価格である。

４　「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に記載されている地積（土地の一部が借地である基準地については当該借地の面積、土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業による一時利用地である基準地については当該仮換地等の指定地積）を表示し、１平方メートル未満は切り捨ててある。また、基準地の筆の一部が私道となっている場合は、その「基準地の地積」には私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

５　「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率）を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。

６　「基準地の利用の現況」欄には、前部に建物の主たる構造を次の略号で表示し、後部に階層（地下階層がある場合には地上階層にＦを、地下階層にＢを付した。）を表示した。

鉄骨鉄筋コンクリート造 ･･･････････	ＳＲＣ	ブロック造 ･･･････････	Ｂ
鉄筋コンクリート造 ･･･････････	ＲＣ	木造 ･･･････････	Ｗ
鉄骨造 ･･･････････	Ｓ	軽量鉄骨造 ･･･････････	ＬＳ

７　「基準地の前面道路の状況」欄においては、次の区分により表示した。

(1)　道路法（昭和２７年法律第１８０号）の道路は、単に「国道」「区道」等

(2)　土地区画整理事業施行地区内の道路（(1)及び(3)を除く。）は、「区画街路」

(3)　私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているものは、「私道」

(4)　その他の道は、「道路」

なお、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り舗装済みである。

８　「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次の区分により表示した。

(1)　水道法（昭和３２年法律第１７７号）による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。

(2)　ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）によるガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス事業からガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。

(3)　基準地が下水道法（昭和３３年法律第７９号）の処理区域内にある場合及び処理区域内にはないが公共下水に接続し、又は終末処理場を有している場合は「下水」と表示した。

9　「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、基準地から鉄道駅（地下鉄の場合には地表への出入口）までの道路距離を表示し、５０メートル未満の場合は「近接」と表示し、基準地が駅前広場に接面する場合は「駅前広場接面」と表示した。

10　「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄においては、次の区分により表示した。

(1)　用途地域等は次の略号で表示した。ただし、市街化区域は特に表示していない。

第１種低層住居専用地域	１低専	準工業地域	準工
第２種低層住居専用地域	２低専	工業地域	工業
第１種中高層住居専用地域	１中専	工業専用地域	工専
第２種中高層住居専用地域	２中専	高度地区	高度
第１種住居地域	１住居	防火地域	防火
第２種住居地域	２住居	準防火地域	準防
準住居地域	準住居	市街化調整区域	調区
田園住居地域	田園住	市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域	（都）
近隣商業地域	近商	都市計画の定めのない区域	都計外
商業地域	商業		

(2)　用途地域については、（　）内の左側に指定建蔽率を、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。なお、指定容積率を上回る容積率を使用することを前提に価格を決定した基準地は、指定容積率の次に★を表示した。

例　：　１低専（５０，１００）、２中専（６０，２００）、商業（８０，８００★）

第２　林地

1　「基準地番号」欄には、（林）を冠した一連番号により表示した。

2　「基準地の１０アール当たりの価格」欄の（　）内は、昨年の価格である。

3　「基準地の利用の現況」欄には、林地の現況及び樹種を表示した。

4　「基準地の周辺の土地の利用の現況」欄には、標高、傾斜度、方位等を表示した。

5　「交通接近条件」欄には、次の区分により表示した。

(1)　「基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離」欄には、(ｱ) 人力　(ｲ) 集材機　(ｳ) 鉄索　(ｴ) 林（公）道隣接のうち、通常考えられる方法を記載し、距離は基準地の中心部からの距離を表示した。

なお、基準地に林（公）道隣接の場合は、０ｍと表示した。

(2)　「搬出地点の道路の状況」欄は、道路の種類及び幅員を表示した。

なお、基準地に林（公）道が隣接している場合には、その隣接道路の種類及び幅員を表示した。

(3)　「最寄駅及び距離」欄は、駅名及び基準地から駅までのおおよその道路距離を表示した。

６　「公法上の規制」欄には、都市計画法（昭和４３年法律第１００号)、自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）及び森林法（昭和２６年法律第２４９号）の法令に基づく公法上の規制を次の区分により表示した。

(1)　都市計画法

市街化調整区域‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 調区

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域‥ （都）

都市計画区域外‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 都計外

(2)　自然公園法

国立公園 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 国立公

都立自然公園 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 都立公

普通地域 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ （普通）

第〇種特別地域‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ （〇種）

特別保護地区 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 特別保護

(3)　森林法

地域森林計画対象民有林‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 地森計

７　「地域の特性」欄には、地域の特性を次の区分により分類し表示した。

都市近郊林地

農村林地

林業本場林地

山村奥地林地

第３　表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（令和８年７月１日）における状況により行った。

第４　「地価公示の標準地と同一地点である基準地の価格一覧」に掲げる「変動率（年間)」は令和７年７月１日から令和８年７月１日までの価格変動率であり、「変動率（前半期)」は令和７年７月１日から令和８年１月１日まで、「変動率（後半期)」は令和８年１月１日から令和８年７月１日までの価格変動率を示す。